

学生各位

学生課学生支援係

令和3年度の後期授業料免除申請について

標記のことについて、令和3年度後期授業料免除の申請を下記のとおり受け付けます。申請を希望する場合は、申請要領を本校ホームページからダウンロードのうえ、期限までに申請してください。

記

授業料免除制度	対象者	認定の基準等	免除額	申請期限
1. 高等教育の修学支援新制度	本科4、5年生 専攻科生	特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められる者	世帯の収入に基づく区分に応じた授業料免除額	10月1日 (金)
2. 国立高等専門学校における授業料免除(経過措置)	令和元年度に本科4年生以上であった学生(主に専攻科生)	経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者	授業料の全額又は半額	10月1日 (金)
3. 国立高等専門学校機構における授業料免除(災害等による場合、その他の場合)	全学生	(1) 災害等による場合 授業料の各期の納付期限前6か月以内において学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合 (2) その他 (ア) 授業料各期の納付期限前6か月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合 (イ) 在学した期間を超える等、就学支援金の受給資格のない本科3年生以下の学生であり、学業優秀と認められる者 (ウ) 就学支援金の受給資格対象となる本科3年以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学力優秀と認められる者	授業料の全額又は半額	10月1日 (金)